

ひよこ通信

ひよこの会会報 令和3年5月号

発行 八千代心身障害児者父母の会(ひよこの会)
〒276-0044 千葉県八千代市萱田町542-81
電話 & Fax 047-450-9144
発行人 会長 吉野真里子、編集 会報編集委員会

◇梅雨の季節がやってきました

新型コロナウイルスの感染が収束どころか拡大の勢いがとまりません。ウイルスが変異して強靱化しちゃってるとか、では従来型と比べての特徴はどんなのでしょうか。

- ①感染力が強く、従来型に比べ+30~+70%といわれています。
従来型が流行の主流だった頃は、子どもの感染はあまり考えられてなかったように思います。しかし最近では、休校のニュースが、チラホラ聞こえてきています。
- ②重症化のリスクが高まってきたそうです。
高齢者だけでなく、20歳代の若者の重症化も珍しくなくなっているようです。
- ③ワクチン接種が始まりました
医療従事者・高齢者への接種の次、いま一番感染割合が高い若者青年層へは何時に？

◇ワクチン接種が 広く行き渡るまでは、感染しないことに尽きます。

「にじと風」では、独自に施設職員全員が定期的にPCR検査を実施、5/10検査は全員陰性でした。当該検査機関によると変異ウイルスにも対応しているとのこと。

親が外部で何時の間にか感染してきて、家庭内で子どもに移してしまうパターンの恐れありとか。皆さん、とにかく感染しないように、いま一度 感染リスクを肝に命じて。

◇感染しやすい行動や場所

	リスク分類	行動
低リスク群		<ul style="list-style-type: none"> ☆スーパーやコンビニに食品を買いに行く ☆人が少ない環境での散歩・ジョギングを行う ☆物理的な距離を保ったうえで病院を受診する ☆レストランなどでテイクアウトをする ☆一緒に住んでいる家族とバーベキューやキャンプをする ☆接触を伴わないスポーツをする(ゴルフ・テニスなど) ☆郵便物を開く ☆ホテルに泊まる
中リスク群		<ul style="list-style-type: none"> ☆屋外のレストランで食事をする ☆友達など不特定多数でバーベキュー・キャンプをする ☆距離を保ったうえで友人と食事をする(4人以下が望ましい) ☆飛行機・電車・バスで短時間移動する ☆美容院や理髪店に行く ☆遊園地や公共プールに行く ☆図書館や博物館に行く ☆繁華街や都市部に滞在する
高リスク群		<ul style="list-style-type: none"> ☆ビュッフェ形式のレストランに行く ☆大勢で食事を取り合う食事や飲み会に参加する ☆複数人でカラオケをする ☆屋内のレストランや居酒屋で食事をする ☆大規模なコンサートやライブに行く ☆接触を伴うスポーツをする(バスケ・ラグビー・サッカーなど) ☆混雑したビーチやプールに行く ☆バスや飛行機で長時間移動する ☆クルーズ船で旅行する

アメリカ感染症学会が、感染のリスクを3段階に分けて公表したものを 分かりやすくまとめたものです(岸田直樹氏による)

◇八千代市長から、要望書に対する回答が届きました

今後も引続き福祉サービスの向上について、私たちが勉強し少しでも暮らしが豊かになるように努めていきたいと思ひます。
(要望・回答は要約で掲載してひます。原本をご覧になりたい方は役員までご連絡下さい)

1. 新型コロナウイルス対策について

- ①障害児者が日頃接する機会が多い仕事に従事している人には定期的にPCR検査受診を義務付ける体制を実現して下さい。

▶ 感染者への対応やPCR検査体制は保健所が担うこととなっています
- ②学校・施設等で感染者が発生した場合には、保健所による濃厚接触者の認定を待たずに、関係者全員のPCR検査を実施する体制を実現して下さい。

▶ 措置法に基づき、市は国・県の方針に基づいた対策を実施します。感染者が発生した場合の検査体制については保健所指示のもと感染対策を行ってまいります。
- ③障害児者に感染者が発生した場合は、直ちに入院治療の措置をとって下さい。

▶ 保健所が病状や県内の病床の空き状況等により入院させるかどうかを判断します。
- ④障害児者の家族に感染者が発生した場合は、残る障害児者本人の介護措置を講じて下さい。

▶ 県と連携し受入れ可能な短期入所施設への入所調整を市が行ひます。

2. 幼児期の障害児を取巻く課題について

- ①児童発達支援センターは、障害のある児童・その保護者にとっての拠り所となって下さい。

▶ 児童福祉法に基づく事業を展開しているため、法律の範囲を超えて実施することは困難で、定員やクラスの見直しで対応してまいります。
- ②同センターの建替え計画に関し、保護者が気軽に語り合える交流の場を確保しコミュニケーションの機会を提供して下さい。

▶ 新施設では、保護者室・多目的ルームを確保し、保護者同士が交流できる場を提供する予定です。
- ③保護者の子育て上の不安・悩みへの助言、家族支援プログラムの充実等、丁寧な家族支援に取り組んで下さい。

▶ クラス担任が実施するつくし面談や懇親会の他、必要に応じて相談に対応してひます。
- ④保護者の全てにライフサポートファイルを渡し、作成、活用方法を指導して下さい。

▶ 例年保護者会で説明会を実施してひます。今後は新入園の際に同ファイルを渡し、障害者支援課とともに作成、活用方法の案内をしてまいります。

3. 学齢期の障害児を取巻く課題について

- ①特別支援学級での担当教員・介助者等の関係者は、対象となる児童生徒が抱える障害特性を正しく理解するようにして下さい。

▶ 担当教員や介助員も適切な配置に努めると共に、研修の充実を図り、専門性を向上してひきたいと思ひます。
- ②特別支援教育コーディネーターは、保護者とのコミュニケーションを密にし、保護者の悩み・相談事に丁寧な支援をして下さい。

▶ 同コーディネーターは、学校内外の情報収集・連絡調整・保護者の相談窓口としての相談支援を行い、校内における特別支援教育の推進において中心的な役割を果たしてひます。今後も丁寧な支援ができるようにしてひきたいと思ひます。
- ③ライフサポートファイルを作成してない保護者に対しては、作成への支援と対象児童生徒への支援方法・課題等の認識を共有するようにして下さい。

▶ 手帳交付時に障害福祉のしおりにて案内する等で普及に努めてひます。同ファイルはをすべての保護者へ配布するのは難しいですが市のホームページからダウンロードしていただき、必要に応じて作成方法を支援してひます。校長会議や特別支援学級等担当者研修会、夏季校内研修で情報提供の時間を設けました。今後も作成と活用をより一層充実させると共に一貫した教育的支援が行えるよう努めます。
- ④個別の教育支援計画、移行支援計画の作成に当たっては、ライフサポートファイルも参考にして下さい。

▶ 個別の教育支援計画、移行支援計画の作成に当たっては、同ファイルも参考にし、教育と福祉の一層の連携をしてひきたいと思ひます。

4. 地域生活支援の取組みについて

- ①成人になった人たちの働く場、作業所をもっと増やして下さい。
 - ②余暇活動等地域での社会生活を普通に行えるように公共施設の利用の便や居宅介護サービスの向上に務めて下さい
 - ③自立訓練の場を増やして下さい。
 - ④身近に支援してくれる人が、支援が困難になったときに、一時的に入所できる短期入所施設を早急に実現して下さい。
 - ⑤障害者を身近で支援する人が居なくなっても、グループホーム等の住まいの確保・成年後見制度・日常生活の支援等、本人の生活を誰がコーディネートするのか、その仕組みを構築して下さい。
- 5. 重症心身障害児者の実態をよく調査し、支援体制の構築に繋げて下さい。**

- ▶ 就労支援事業所ガイドブックの作成、同ガイドブックの市ホームページへの公開等広報に努めます。
- ▶ 居宅サービスの向上については県の管轄になります。公共施設の利用の便については、施設名が分かれば関連部署に要望を伝えます。
- ▶ 就労支援事業所ガイドブックの作成、同ガイドブックの市ホームページへの公開等広報に努めます。
- ▶ 緊急利用者の受入れ体制はどここの事業所に空床があるかの把握や常時看護師の確保等様々な課題があります。市としては、国の動向を注視しつつ利用者・事業者からの要望の把握に努め、国に対してニーズに応じた適切な制度となるよう要望していきます。
- ▶ 保護者から相談があった際は、相談内容に応じて関係部署や社会福祉協議会等と連携し、必要な情報を案内して参ります。
- ▶ 実情を詳細に把握するには、行政以外に教育・医療・福祉関連の機関と連携し情報を共有することが重要です。八千代市では、重症心身障害児者に特化した協議会ではありませんが医療的ケア児支援協議会がありますので、関係機関の意見等を踏まえてどのような支援が可能なのかを検討してまいります。

6. ライフサポートファイルの活用促進について

- ①障害者支援課が、児童発達支援センター・保育幼稚園・学校に対して指導的役割を果たして頂くようお願いいたします。また保護者以外の関係する方々にも十分な研修を実施して下さい。

- ▶ 対象となる児童の年齢により関係機関と連携のうえ更なる周知に努めて参ります。保護者だけでなく市職員も含めた講習会等を開催できるよう検討して参ります。

7. 自然災害が起きた際の避難について

- ①障害を抱える人は、大勢の、見知らぬ場所ではパニックになることを恐れます。市設定の福祉避難所は二次的で当初からの利用ができません。そこで日頃利用している施設を対象に助成措置を講じて下さい。
- ②令和元年の千葉県での台風災害の検証を基に現行体制の見直しをして下さい。
- ③市の児童発達支援センター・福祉センターでは、災害時の駆け込み寺的機能を持たせるようにして下さい。
- ④家庭内に留まり、外部から目が届き難い、特に重症心身障害児者に対しての特段の支援措置を講じて下さい。
- ⑤市で毎年実施される防災訓練に、福祉避難所の設置訓練を取入れて下さい。そして防災訓練に、障害当事者を参加させて下さい。また防災訓練に、感染症対策も含めて実施して下さい。

- ▶ 備品等の助成事業は行っていませんが、福祉避難所には食料の備蓄をしており、福祉避難所として開設された際には、食料の他毛布や紙オムツ等の物資を必要に応じてお届けします。
- ▶ 福祉避難所は二次的避難所として位置付けており、災害発生から2日目以降に開設することとしています。令和元年の台風・大雨の教訓を踏まえ、今後は関係機関、部署とも連携して協議してまいります。
- ▶ 参集できる職員が限られているため、駆け込み寺のような施設は考えておりません。現在の避難方法では、一般避難所から避難者カードの情報や本人の状況等を鑑み適切な施設へ移送を行います。
- ▶ 在宅の状態の人にも、近隣の避難所にてトイレや物資の貸出、食料の配給等を行います。訪問の対応は現時点では考えておりませんが、必要に応じて応援体制等を検討して参ります。
- ▶ 毎年の災害対応訓練では、福祉避難所協定締結先法人と輪番で設置訓練を行っています。障害当事者の参加については、関係法人と感染症対策を含め協議しながら検討して参ります。

◇にじと風での様子から

にじと風では、施設運営で最も大事にしていることの一つに「食」があります。人が生きていくうえで「食」は欠かせないものです。

障害を抱えている子どもは、必ずしも三度の食事を十分に摂れてはいないのかもしれませんが。食べ物の好き嫌いの前に、普通食を摂取できない人もいます。にじと風利用者も入れ替わりがあって、最近は摂食困難な人がほとんどいなくなりました。平成30年度以降は、それまで定期的実施していた摂食講習を開催していません。

午前中も利用する人たちには“昼食”を、午後から利用する人たちを含めると“おやつ”は賑やかにあります。

食事の作成は、施設にじと風・さくらいろの風・あかねいろの風・花浅葱の施設職員が輪番で対応しています。従ってにじと風の職員に採用されるには食事を作るのが苦手な人は無理かも。でも“子供らに美味しい食事を”という気持ちさえあれば何とかできるでしょう。

その昔、にじと風には、食事やおやつを作りにきてくれるボランティアさんがいました。コロナ禍の現状では、ボランティアの受入れはできず職員の腕に期待をするところです。

利用者のAさんは、在学中は毎日“にじと風”を利用していましたが、卒業してからは作業所に通っているため、にじと風の利用は毎月の「土曜・休日活動」の日が中心となります。Aさんは声を発することはできますが、言葉にすることが困難なので、自分の意思を相手に伝えるときは顔の表情、体全体を使って行います。

Aさんは、台所しごとに興味があって、職員が食事を準備しているときに手伝おうとしますが、断られると悲しい顔をして見えています。食事が終わって後片付けが始まると、手伝ってくれます。食器洗いはお手のもので、ふきんできれいに水気をとって食器棚に納めます。納める位置が元の通りなんです。

ことによったらAさんにとって料理人が天職なのかと思ってしまいます。



◇5月度の収益事業の報告

no.	日時	収益事業	収入(円)	担当
1	5/2(日)	市役所フリマ	0	(新型コロナウイルスの影響を考慮し中止)
2	5/8(土)、9:30-10:00	資源回収	2,145	大野晃

◇これからの予定

- ・ 5/** きょうされん物品販売(夏)作業スタート
- ・ 6/6(日) 市役所フリマ(八千代 遊・友・バザール)⇒中止
- ・ 6/12(土)、9:30-10:00 資源回収
- ・ 6/12(土)、10:00-11:00 にじと風保護者会
- ・ 6/13(日) NPO法人にじと風福祉会、令和3年度通常総会
- ・ 6/13(日) 八千代心身障害児者父母の会(ひよこの会)、令和3年度通常総会

◇編集後記

私たちの要望を行政の施策に反映してもらうには、行政の次年度予算の編成作業がスタートする時期に合致することが望ましい。令和4年度予算案に織込むには、令和3年7月に提出できるようにしたいものです。令和2年度の要望書に対する回答を読んでご意見をお寄せ下さい。(吉野 康生記)